

平成 25 年度岡山県包括外部監査結果報告書 概要

包括外部監査人 井上 信二

第 1 包括外部監査の概要

1 選定した特定の事件（テーマ）

保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について

2 監査の対象

岡山県保健福祉部

なお、岡山県保健福祉部が行う事業に係る組織等も必要に応じて監査の対象とする。

3 事件（テーマ）を選定した理由

現在のような緊縮的な県予算にあつて、一般会計予算全体に占める保健福祉部の予算は約 18%と高い割合となっている。また、保健福祉部が行う事業は県民生活に密着した事業が多く、行革大綱 2008 の取組状況について県民の視点から確認し検討を行うことは、今後の保健福祉部の事業を行うに当たり有意義なものとする。

更に、岡山県における保健医療圏別人口構成（平成 22 年 10 月 1 現在）をみると、生産年齢人口（15 歳～64 歳）の構成比は 60.6%（全国 63.8%）、高齢人口（65 歳以上）の構成比は 24.9%（全国 23.0%）と全国的な傾向である高齢化が顕著であり、子育て世帯に対する施策も含め、保健福祉行政における効果的な事業の実施が期待される場所である。

これらを踏まえ、保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について監査することは意義が大きいと判断し、特定の事件として選定した。

第 2 保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見

1 補助金、負担金及び交付金に関する事項

補助金等に関する監査結果をその属性によって、次の(1)から(6)に分類した。

(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項

ア 岡山県福祉事業団育成強化費補助金

a 補助金削減の取組と総合福祉会館の有効利用について（意見）

事業団では、総合福祉会館に入居している福祉関係団体等に対しては、無償で貸与し、共用部分に係る光熱水費やエレベーターのメンテナンス費用などの共益費のみを徴収している。その他にお

いても、警備保障委託費、修繕費等、共益費として徴収すべきものは徴収することのほか、大ホール及び会議室等の積極的な利用促進が必要と考える。また、空室となっている6階の201.25㎡については、県民の総合的な福祉を推進する総合福祉会館の設置目的を踏まえつつ、有効利用を考える必要がある。これにより、結果的に県財政が厳しい状況下において補助金(平成24年度:11百万円)の削減にも寄与するものとする。

イ 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金

a 戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金の今後の交付のあり方について(意見)

当該補助金は、「戦没者遺族団体活性化対策事業費補助金交付要綱」に基づき、戦没者遺族団体の活性化の推進や戦没者遺族の処遇の向上を図るため、遺族連盟が行う事業に対し、予算の範囲内(平成24年度の補助限度額は合計11百万円)において補助金を交付している。

県は、今後も支援を行うとしても、遺族連盟の自助努力による法人運営上の財源の確保をした上で、補助対象経費の範囲については適切に定めるために、現在、補助金の交付対象となっている事業内容について、県として、要綱の改正も視野に入れ、今後も補助の対象とすべきかどうかを検討する必要があるものとする。

また、県と遺族連盟との協議により、事業の公益性や県の施策を踏まえて遺族連盟に対して期待する取組内容などを明確にし、補助金交付の効果が図られるよう留意されたい。

さらに、当該補助金のあり方などについては、適宜議論されてきているものとするが、その趣旨を達成しているかについて、適切な評価を行い、県民の理解が得られるよう、交付の継続について決定されたい。

ウ 救命救急センター運営費補助金

a 救命救急センター運営費補助金の交付について(意見)

当該補助金は、初期救急医療施設、第2次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、救命救急センターの指定病院の開設者が整備、運営する救命救急センターの運営事業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成24年度においては、3指定病院に対し、309百万円が交付されていた。

しかしながら、岡山大学病院は平成24年度に救命救急センターの指定病院となっているが、補助金の交付申請がなされておらず、また、新たに救命救急センターの指定を受けた倉敷中央病院においても、補助金の交付申請をしないことになっている。

国の補助金は削減傾向にあり、県の財政状況も厳しくなる中、現在補助金の申請をしている3病院についても、より自助努力を促し、当該補助金についてのより一層の削減について検討すべきで

あると考える。

エ ドクターヘリ導入促進事業運営費補助金

a 出動経費の応分負担について（意見）

当該補助金は、川崎医大が高度救命救急センターにおいて実施するドクターヘリ導入促進事業に対して交付されるものであり、平成 24 年度では 211 百万円が交付されていた。このドクターヘリの運航エリアは原則 30 分以内に救急患者の収容が可能な圏域とし、他県からも要請があれば出動している。

現状、他県より県内に移動してもらうことはなく、県が他県から要請を受けるのみであるが、他県からの要請に基づく移動に関して経費負担は求めておらず、また、協定書においても他県への移動の場合、移動する側の負担となっている。今後については他県からの要請件数の推移等の実態を踏まえ、応分の負担を求めることについても適宜検討する必要があるものとする。

オ コメディカル研修費補助金

a 補助実績の確認及び定額補助の必要性について

指摘事項・意見なし

カ ともしび会運営費補助金

a 補助実績の確認及び定額補助の必要性について（意見）

当該補助金は、遺体献体に関する普及活動を支援することにより、医学の発展と充実に寄与するものとして、ともしび会に対して交付される定額の補助金（10 万円）である。

検査確認は、ともしび会より収支報告書が提出されていたが、収支計算書を検討しても、当該補助金がどの経費に充てられたのか判断できない状況になっていた。検査確認を適切に実施するため、補助金の使途が明確になる実績報告の提出を求め、十分な検査確認の手続を実施すべきである。また、支給が既得権益化していないか十分検討の上、支給の継続の是非を検討する必要がある。

キ 公衆浴場経営安定補助金

a 補助金の見直しについて（意見）

当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に決められた作り湯に必要な経費として交付する補助金に対し、市町村に補助するものであり、平成 24 年度は 330 万円の交付となっていた。

今後については、県の財政事情を踏まえ、浴場設置者の赤字部分の上限を決めてその一部を補填する等の補助額算定方法を検討し、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。

ク 公衆浴場設備改善補助金

a 補助金の見直しについて（意見）

当該補助金は、公衆衛生の向上と公衆浴場の経営の安定化を図るため、政令指定都市である岡山市を除く市町村が公衆浴場営業者に対し設備の改善等に要する経費について交付する補助金について、市町村に補助するものであり、平成 24 年度は 63 万円の交付となっていた。

今後については、キと同じく、補助の上限額を見直すなどして、補助金の適切な交付方法を検討すべきである。

ケ 医療費適正化推進事業補助金

a 補助金のあり方について（意見）

当該補助金は、岡山県後期高齢者医療広域連合において、レセプトの点検の実施体制を充実することで、医療費の適正化を図ることを目的として、レセプト点検員にかかる報酬及び共済費を補助対象経費としており、平成 24 年度は 160 万円の交付となっていた。

当該補助対象のレセプト点検は、岡山県後期高齢者医療連合が行う制度運営上の基本的業務である。平成 24 年度を含む 3 年間の補助額は約 1,600 千円と同水準で推移しており、補助の趣旨、目的を明確にした上で、補助効果の測定を行うなどにより、補助事業の実施効果が確実に確保されるよう検討すべきである。

コ 県老人クラブ連合会事業費補助金

a 補助金のあり方について

指摘事項・意見なし

サ 社会福祉協議会育成強化費

a 岡山県社会福祉協議会に対する経費負担のあり方について（意見）

社会福祉協議会育成強化費は、県が協議会に対する負担金として、昭和 49 年度から毎年度伺定めにより交付しているもので、平成 24 年度には 27 百万円が交付されていた。

協議会の財務内容を確認したところ、平成 24 年度においては、運用資金積立預金の積立てをしていなかったとすれば、育成強化費の交付がなくても、収支は 12 百万円の黒字となっていた。平成 21 年度より現在まで、毎年同額の負担額となっており、協議会に対する経費負担のあり方について検討の上、交付金額の妥当性について透明性を確保する必要があると考える。

シ ダム管理費県負担金

a 水道水源に係る企業団が確保すべき更新費用について（意見）

県では、岡山県広域水道企業団及び関係地方公共団体との協議書に基づき、岡山県広域水道企業

団に対して、苫田ダムに係る事業費に関して、ダム管理費負担金 39 百万円、所在市町村交付金負担金 54 百万円、ダム使用権減価償却費負担金 228 百万円の計 322 百万円を負担金として支出している。

苫田ダムの水道用水量は 400 千 m^3 /日であり、そのうち、市町村に供給が決まっているのは約 295 千 m^3 /日であり、残りの約 105 千 m^3 /日 (26.19%) は、県が将来的な水需要の増加に備え確保している。

岡山県水道整備基本構想の中間目標年度である平成 27 年度において、需要予測の確度を再点検するとともに、平成 29 年度予定の料金改定までに、従来のように県が調整水量分相当として負担することを続けるのか、あるいは、構成団体に対して応分の負担を求めるなどの検討も必要であると考ええる。

また、苫田ダム施設の更新費用確保という観点から、当該ダム使用権の減価償却費相当額について、県を含む同企業団の構成団体に対して負担を求めると考えるならば、将来の物価動向や更新投資計画に基づいて確保すべき更新費用について県及び構成団体がどのような負担方針とするのかについても、平成 29 年度予定の料金改定までに検討すべきと考える。

ス 戦跡慰霊巡拝参加負担金

a 戦跡慰霊巡拝参加負担金の継続の可否について（意見）

当該負担金は、「慰霊戦跡巡拝事業」に県を代表して追悼するとともに、参加遺族に対して支援を行うとして県職員が同事業に同行するため、旅費負担金として法人に対し支払っているものであり、平成 24 年度においては、48 万円を負担していた。これについては、戦没者遺族団体が行う行事に参加し、追悼及び支援をすることは県の責務であるとして今後も継続負担することを決めている。

戦没者遺族団体が行う行事に県も参加し、参加に係る交通費を負担金として交付することについて、今後もそれを継続するかどうかについては、他県の状況についても調査し、検討すべきである。

(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項

ア へき地医療拠点病院運営費補助金

a 事業実績報告書の提出の遅延について（指摘事項）

当該補助金は、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保を図るため、へき地医療施設の運営事業に対する補助であり、平成 24 年度においては、岡山県済生会外 5 件に計 40 百万円が交付されていた。

このうち補助事業実績報告書が平成 25 年 4 月 15 日付で提出されているものがあり、要綱が規定する締切（4 月 10 日まで）に間に合っていないにもかかわらず、そのまま受領されており、今後よ

り十分な検証が必要である。

イ 産科医等育成確保支援事業補助金

a 実績報告書と添付書類の不整合について（指摘事項）

当該補助金は、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、急激に減少している産科医等の確保を図るとともに、産科を選択する医師に対し、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図るため、医療機関等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものであり、平成24年度では26百万円が交付されていた。

補助金の検査確認を行う際、実績報告書の添付書類として、原本証明書付きの歳入歳出決算書及び手当等の支給調書の提出を受け、これらの書類をもとに実績報告書の審査を行っているが、実績報告書に記載されている手当実績額と、添付書類である支給調書の金額が整合しない事例が見受けられた。提出書類の不備については、交付先への十分な指導を行い、不備の無いよう留意が必要である。また、交付先に問い合わせ等を行った内容や過去の申し合わせ事項については、その事実関係を明確にするため、実施日や内容等を記録として残しておくべきである。

(3) 対象経費に対する検査確認の手法

・検査確認に当たってのチェックリストの活用（意見）

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、検査確認の手続について検討を要する事案があった。低侵襲治療センター整備事業補助金、新人看護職員研修事業費補助金等の事案は、要綱等に定められた書類の確認はされているが、どのような書類を確認したのかがわからなかったものである。よって、確認作業を効率的かつ効果的に進めるためにも事業の内容によって確認すべき事項をあらかじめチェックリスト様式にしておき、「誰が、何を、どのように」確認するかを網羅しておく必要がある。

・補助事業完了確認書等に記載すべき日付について

指摘事項・意見なし

(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方

・施設整備に係る補助金の検査のあり方（意見）

施設整備に係る補助金の検査確認は、チェックリストを利用すること等により、県あるいは保健福祉部として一定のルールを定めて検査確認を行うことができるよう取り組む必要があると考える。

また、工事が長期化する場合で、複数年度にわたり補助金が交付されるようなケースなど、工事の

竣工前における現地調査のあり方について、検討を要する事例が見受けられた。竣工前に現地調査を行う対象については、補助金交付額が一定額以上のものを選定する等、重要性も勘案し、あらかじめルールを定めて実施することを含めて検討されたい。検討に当たっては、保健福祉部全体として、どのような取扱いをするのかについて議論されたい。

(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方

・設備購入に係る補助金の検査のあり方（意見）

補助金等の交付要綱、検査確認に係る資料等を確認した結果、当該補助金を財源として備品類等の設備購入を行っている案件について検討を要する事案があった。

交付された補助金を財源に設備を購入する場合、当該設備の実在性を確認する観点からは、検査確認の際に納品書や支払確認にとどまらず、購入された現物を直接確認することが有効な手段である。また、購入した設備は、その後一定期間使用することが可能であるため、他の目的のための転用や売却が行われていないか、交付目的に従った使用がなされているかについても定期的に確認し、結果的に交付された補助金等が不正に使用されないようにする必要があると考える。

(6) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項

ア 緊急雇用創出事業補助金

a 厚生労働省からの通知に基づく事務の徹底及びその確認について（意見）

当該補助金は、国から交付される緊急雇用創出事業臨時特例交付金により県において造成する岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源として、失業者の雇用創出を図ることを目的として、市町村を交付先とし、平成24年度では計148百万円が交付されていた。

市町村が本事業の委託契約を行う場合、雇用状況が変動することに伴う人件費等の変動を適切に反映できるよう、契約形態は原則として精算条項を設けた概算契約とする旨、県に対して厚生労働省から通知され、同様の内容が県から各市町村に対しても周知されているが、本事業実施に当たり、市町村が行った委託契約の内容を確認したところ、精算条項を設けた概算契約とすべきであるにもかかわらず、この契約方法を採用していない事例が見受けられた。

一義的には市町村が通知の趣旨を勘案して事務を行うべきであるが、補助金を交付している県においても、それらの事務について確認を行い、市町村に対し、必要に応じて適切な指導を行うべきと考える。

イ 後期高齢者保健推進事業補助金

a 健康診査の周知徹底について（意見）

当該補助金は、「市町村が行う後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした健康診査に対して、広域連合が行う補助事業」を交付の対象として、岡山県後期高齢者医療広域連合に対して交付する補助金であり、平成 24 年度では 47 百万円が交付されていた。

しかしながら、平成 24 年度における高齢者医療確保法に基づく健康診査の受診率は算定方法に相違があるものの、県が 10.58%であるのに対し、全国平均は 24.5%であり、全国的にみると県の受診率は低い水準となっている。

県においては、健康診査の対象である後期高齢者に対し健康診査の必要性に関して啓発を促し、更なる周知徹底を図るよう、事業実施主体である広域連合に対して、適切な指導を行う必要があると考える。

ウ 自治医科大学分担金

a 負担金に関する説明責任について

指摘事項・意見なし

エ 介護給付費負担金

a 監査対象事業所の選定における国保連合会の介護給付費適正化システムのデータ利用について

指摘事項・意見なし

2 委託料に関する事項

委託料に関する監査結果をその属性によって、次の(1)から(3)に分類した。

(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項

ア 犬ねこ引取等業務

a 委託業務の完了確認について（指摘事項）

当該委託業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律並びに岡山県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬・ねこの引取り、保護、輸送及び収容等に関する業務であり、岡山県獣医畜産事業協同組合に対し委託しており、平成 24 年度における委託金額は 62 百万円であった。

委託業務を完了した際に、委託業務完了届の提出はなされているが、委託業務の実績報告書が提出されていない。業務完了の確認に不備があると思われる。業務に関する実績報告書の妥当性を確認することにより、業務完了の確認をするものと考えられるため、精算内容のわかる適切な内容の実績報告書を提出させるべきである。

(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項

- ・委託料の実績確認に関する検討手続について（意見）

委託料に係る契約書、実績確認に係る資料等を確認した結果、委託実績の確認に当たって、契約書等に定められた書類の確認はされているが、どのような書類を確認したのかがわからなかったものがあった。また、委託料の精算実績として記載されている額が適切かどうかについては、どのように確認するかは現状一定の方針などはない状況である。「第2 1 (3) 対象経費に対する検査確認の手法」において、「検査確認に当たってのチェックリストの活用（意見）」に記載の内容について検討されたい。

(3) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項

ア 社会参加推進センター運営事業

- a 委託業務完了確認について（意見）

県は、さまざまな障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、生活の質的向上が図れるよう必要な社会参加施策を総合的かつ効果的に実施し、障害に対する県民の理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、地域生活支援社会参加促進事業を実施している。

その事業の一部を「岡山県障害者社会参加推進センター事業」として財団法人岡山県身体障害者福祉連合会に委託しており、平成24年度においては29百万円が執行されていた。

平成25年3月31日付で県に提出された委託事業完了報告書の収支決算において、委託費として経費計上されている10,961千円の再委託先からの完了報告日を確認すると4月以降の日付となっていた案件があった。県に対して説明を求めたところ、事業は3月末までに完了していたものの完了報告の日付に錯誤があったとのことであった。受託者に対して、整合性のある事務処理を指導されたい。

- b 委託者選定手続について（意見）

当該事業の委託先の選定に当たっては、福祉連合会と契約することを予定し、企画提案書の提出をさせるプロポーザル方式により、公募を実施していた。この公募においては、委託事業一覧のうち、単独の事業のみ公募することも認められていたが、結果的に応募者は福祉連合会以外になく、随意契約により福祉連合会が受託した。委託事業の一部について応募するにしても新規の団体の参入を促すためには、応募の前提や要件及び公募スケジュールについて配慮が必要と考える。

イ 小児救急医療電話相談事業

a 相談対応者へのサポート（意見）

当該事業は、子どもの夜間の急な発熱、けいれんなど具合が悪くなった際の保護者等の不安や症状への対応方法などについて、当番小児科医又は看護師等が電話相談に応じるとともに、医療機関への受診について適切なアドバイスを行う事業であり、公益社団法人岡山県医師会への委託により実施しており、平成24年度においては、11百万円が執行されていた。

相談事業を実施するに当たり、県は、電話相談マニュアルを整備しているが、電話相談マニュアルには、相談対応時に手元に置くべき資料の中に休日や平日夜間に小児科対応できる医療機関名簿が記載されていない。確実に手元に置いて相談するため、また電話相談マニュアルの意義や実効性を高めるためにも、当該医療機関名簿の利用について電話相談マニュアルに記載することが望ましいと考える。

県の電話相談マニュアルによると、クレームがあった場合は、可能な範囲で相談対応者が処理し、それが困難な場合に県の保健福祉部医療推進課が対応することになっているが、クレーム対応については、電話相談対応者の負担等も考慮の上、電話相談対応者以外の第三者が行う体制を構築し、また、そのクレームの連絡先を利用者に周知する方法についても検討する必要があるものとする。

ウ 医療情報システム整備事業、医療情報ネットワーク運用促進事業

a 医療情報システム整備事業に係る再委託について（意見）

県は、地域における限られた医療資源を有効かつ効率的に活用し、安心して医療を受けられるようにするため、医療情報システム整備事業として、一般社団法人岡山県病院協会に当該事業を委託し、平成24年度においては、177百万円を執行している。

当事業の委託先である病院協会は、システムネットワークの構築について、センターサーバ、ポータブルサーバの設置、ネットワークの構築、構築支援業務を関係業者に再委託を行っていた。しかしながら、再委託は、業務指示や検査確認が間接的になり、業務の質の低下、責任の不明確化等の弊害が生じるおそれがあることから、再委託の必要性につき、厳格に検証し、その記録を残す必要があると考える。

b システム更新計画に対するモニタリング（意見）

県は、適切な役割分担と連携による切れ目ない医療を提供する体制の構築が求められるため、病院の電子カルテや画像等の診断情報を、かかりつけの診療所等で閲覧することができるネットワークシステムの構築に取り組み、平成25年1月より「医療ネットワーク岡山(愛称:晴れやかネット)」として運用を開始している。

この晴れやかネットの運営はネットワーク協議会が行うことになっているが、システム更新とその財源確保は県にとって重要な事項であり、ネットワーク協議会において将来のシステム更新計画が適切に策定されているか、県においてもその状況をモニタリングし、不十分な点は指導を行うべきである。

c 資金管理に係る内部統制に対するモニタリング（意見）

ネットワーク協議会は、晴れやかネットの閲覧病院及び開示病院より施設登録料を徴収することになっているが、この徴収された施設登録料は、将来のシステム更新のために使用する予定となっているため、他の目的に流用されることのないように、適切に管理を行う必要がある。

ネットワーク協議会において資金管理に係る内部統制が適切に構築されていることを確認し、その後もシステム更新が着実に実施されるよう定期的な指導・モニタリングを行う必要があると考える。

エ 全国健康福祉祭参加事業

a 経費の負担割合について（意見）

県では、60歳以上の方々を中心とするスポーツ・文化、健康と福祉の総合的な祭典であるねんりんピックに参加する選手団を編成し、委託経費として、往路旅費の全額やユニフォーム代や宿泊費の1/3等を負担しており、平成24年度においては、委託料として5百万円を執行している。

当該事業に要する経費負担については、現状での県の負担割合が適切であるかの検討が必要と考える。他県の状況も調査した上で、県及び参加者の経費負担の考え方について見直すことを検討されたい。

3 貸付金及び未収金に関する事項

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金

a 新母子寡婦福祉資金システムへの移行について（意見）

当該貸付金は、母子家庭等・寡婦に対し、その生活の安定と向上を図ることを目的に、母子及び寡婦福祉法に基づき貸付けを行う制度である。

平成25年度から新母子寡婦福祉資金システムが導入・運用開始されているが、一部の課題について、システム開発業者と協議中であり、システム対応が完了していないものが見受けられた。速やかに原因を把握し、対応することが望まれる。

イ 介護福祉士等修学資金貸付金返還金

a 県の団体に対する指導監督について（意見）

介護福祉士等修学資金貸付金返還金は、県が直接、介護福祉士等の修学生に修学資金を貸し付けていたものの内、平成24年度末時点での返済期限が到来して未回収額となっているものである。

当該貸付制度については、当初県が直接事業を実施していたが、平成21年度からは社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が、平成25年度以降は、公益財団法人岡山県福祉事業団が主体となっている。

なお、債権管理は貸付けを実行した団体が引き続き行うとしていることから、交付した補助金の所期の目的が達成できるよう、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会及び公益財団法人岡山県福祉事業団の両団体において適切な債権管理ができていないかの確認のためにも、貸付金残高及び回収状況に関して、貸付担当者の判断で実施するのではなく、両団体に対して定期的に報告を求めるような体制について検討すべきと考える。

b 債権管理に関する規程類について（意見）

各団体で滞納者が発生した場合の対応について、債権管理マニュアルと岡山県税外滞納債権における債権放棄基準の債権管理に関する規程類の定めを踏まえ、指導することも検討されたい。

ウ 児童保護弁償金

a 延滞金の取扱いについて（意見）

児童保護弁償金とは、県が児童を児童福祉施設に入所措置した場合、入所施設における措置に必要な経費について、児童福祉法の規定に基づき、措置した児童の扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収するものである。

当該弁償金について、返済が遅れた場合の延滞金については、県税外収入金に係る延滞金徴収条例で14.5%と定められているが、従来より延滞金の算定をしておらず、条例への抵触が懸念される。県の子ども未来課においては、入所児童の福祉を守ることが最優先であることから、強制徴収は困難との考えで滞納処分は行わない方針で、延滞金は徴収しない取扱いとしているが、これらの方針・取扱いについては、県としての実務上の定めを明確にし、実効性のある実務上の対応を行うべきである。

4 基金に関する事項

(1) 基金の有効活用に関する事項

・基金の有効活用に関する検討について（意見）

岡山県社会福祉施設整備基金、岡山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金及び岡山県福祉基金に

については、基金設置の趣旨に基づき毎年度活用されてはいるものの、基金残高に対してその活用度が低い、あるいは、活用されていないのではないかとと思われるものがあった。それぞれの基金の設置趣旨についてあらためて確認し、活用度を高める方策について検討すべきである。

(2) 基金事業の効果に関する事項

・保健医療圏の医師数について（意見）

岡山県地域医療再生臨時特例基金は、国が県に交付する地域医療再生臨時特例交付金により、岡山県地域医療再生計画に基づく事業を推進し、地域における医療課題の解決を図るため、条例に基づき設置された基金である。

県では、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、国の交付金で設置した「地域医療再生基金」を活用して、地域医療再生に取り組んでいる。

県としては、平成 22 年 1 月に岡山県地域医療再生計画を策定し、地域の医師確保等の医療課題解決のために 50 億円規模の予算を計画していた。しかしながら、計画と実績とを対比すると、高梁・新見医療圏及び真庭医療圏に関しては、当初予定していた医師確保の計画目標を大きく下回る結果となっており、国の調査と同様、必ずしも、医師確保に十分つながっていない現状である。したがって、県の医師確保について、今後も努力されたい。

また、地域医療再生計画上の目標数値を具体的に掲げ、長期的に医師確保、在宅医療の推進等の効果を測定していくことも重要である。

5 保健福祉部が所管する公の施設の指定管理者に係る事項

指摘事項・意見なし

第 3 県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見

1 扶助費-生活保護費に関する事項

(1) 指摘事項及び意見

ア 保護開始までの手続について

(ア) 面接の実施者について（意見）

生活保護を希望する場合、保護申請の提出前に、事前に面接が実施されるが、この面接において、備前県民局では、担当ケースワーカーに加え、査察指導員（班長）の面談への参加を原則とする運

用がなされている。査察指導員の参加がより適切な面接実施に資する場合もあることは否定できないが、査察指導員が面接相談に当たることを原則とすることは、社会福祉法に抵触するおそれがある。同法の趣旨を勘案し、面接実施者の取扱いについて再検討されたい。

(イ) 面接記録票の決裁者について（意見）

面接記録票の決裁者について、明文化された規定等はないが、県民局により、相違が見受けられた。保護申請前に行われる面接相談は、いわば生活保護制度のスタート地点であり、面接内容やそれに対する対応・判断は、非常に重要な部分であることから、可能な限り上位の役職者まで回付し、内容を確認することが望ましい。

(ウ) 預貯金調査及び生命保険調査について（意見）

保護申請受理後、保護開始に当たっては、生活保護法第 29 条に基づき、預貯金調査及び生命保険調査等の資力調査が行われるが、最低限調査する金融機関等の取扱いについて、県民局ごとに相違が見受けられた。担当者の判断や担当者の交代により照会対象の範囲にばらつきが生じることを防ぐため、地域ごとに、あらかじめ一定の範囲を定めた上で、経済活動の広域化や情報化に応じて、適時その範囲を見直すことを検討されたい。また、前住居地の関係先照合についても統一的な基準を策定して実施することが望ましい。

(エ) 資力調査の実施状況について（指摘事項）

各県民局における資力調査の実施状況を確認した結果、岡山県外での勤務歴がある転入者について、前居住地周辺の金融機関等の調査が行われていない事例が見受けられた。県民局では、他都市からの転入者等である場合は、過去の生活歴等から個別に判断し、調査範囲を拡大する方針を採っているため、当該方針を徹底されたい。

(オ) ケース診断会議の参加者について（意見）

ケース診断会議の参加者については、忙しい中ケースワーカーの負担増となる可能性はあるものの、指導方針や新たな視点を学んだり、情報共有の機会となり、経験豊かなケースワーカーの意見等を取り入れて議論することも有意義であるため、新任ケースワーカーのみならず、可能な限り全てのケースワーカーの参加を原則とすることを検討されたい。

イ ケースワーカーによる定期訪問について

(ア) 定期訪問の実績について（指摘事項）

生活保護制度の目的を果たすためには、被保護者の生活実態等を継続的に把握し、それぞれの世帯の状況に応じた支援・指導を行うことが必要不可欠である。そして生活実態等の把握を行う上で、ケースワーカーの実施する居宅訪問は、非常に重要な意味を持つ。

県民局では、岡山県生活保護事務処理指針の「ケース分類及び現業活動基準」に基づき、被保護者の生活状況、就労状況、健康状態等によって、ケースごとの援助方針を策定するとともに、それぞれのケースを5段階に分類し、これらの分類に応じて年間の訪問回数を定めている。定期訪問の実績を確認したところ、訪問計画表に基づく定期訪問が実施出来ていない事例が散見された。年間の訪問回数がゼロとなっている案件を含め、本来実施すべき訪問が十分になされていない案件については、必要な定期訪問を着実に実施する必要がある。一方で、限られた人員数により業務を遂行しなければならない状況を鑑み、被保護者の状況に照らして過度の訪問回数が計画されていないか、ケース分類が適切な区分となっているかについても、改めて再点検する必要があると考える。

(イ) 訪問計画の進捗管理について（意見）

訪問計画より訪問が遅れている場合であっても、現在の訪問計画表の様式ではその理由等を記載することとなっておらず、上席者は、個別のケースファイルの閲覧又は各ケースワーカーに確認しないと把握することが出来ない状況となっている。定期訪問が計画より遅延しているなど一定の場合には、上席者による進捗管理や課題把握を行うに当たって有用であると考えられるため、訪問計画表にその理由を明記しておく必要があると考える。

(ウ) ケース分類の判定理由の記載について（意見）

新規調査書等のケース診断会議に付議される検討資料には、5段階分類のどの区分に分類したかについての判定結果は記載されているが、その判定に至った理由が記載されていない事例が散見された。ケース分類の決定や見直しを行う際には、その判定理由を記載するよう明確化しておくことを検討されたい。

ウ 組織的な就労支援の充実について（意見）

備中県民局では、平成25年度より「稼働能力判定会議」を開催し、組織的に就労支援に取り組む体制の整備を行っている。就労支援施策の充実や、ケースワーカー同士の情報共有を図る観点からも有用であると考えられるため、備前・美作県民局においても参考とし、組織的な就労支援の更なる充実を図られたい。

エ 保護廃止後の資産処分のモニタリングについて（意見）

保護申請の時点で資力を有しているにも関わらず、急迫の事由がある事により保護を開始した時は、その後受け取った保護費を速やかに返還しなければならないことになっている。これにより、費用返還義務のある被保護者が、返還しないまま保護廃止となった場合、保護廃止となった者に対しては調査権限がないため、原則としてその後の調査やモニタリング等を行われていない。金融機関への照会等を実施することは困難ではあるが、不動産であれば定期的に法務局への登記確認を行

う等、該当者については可能な範囲で、その後の収入状況をモニタリングしていくことが必要であると考えます。

オ レセプト内容のチェックについて（意見）

医療扶助、介護扶助（現物給付）については、本庁（障害福祉課）にてレセプト請求に基づく支払が行われる。レセプトのチェックは、被保護者に対して適切な指導・助言を行う観点から有用であり、医療扶助、介護扶助の不正受給の防止にも効果的と考える。

レセプトチェックをより効果的・効率的に運用するため、「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」の内容も踏まえ、チェック頻度や抽出条件等、一定の運用ルールを策定する必要がある。また、運用ルールの策定に当たっては、本庁にて一括して抽出・分析等を行った方が効果的となるケース等も想定されるため、本庁と県民局の協議の上、検討されたい。

2 未収金に関する事項

(1) 生活保護費返還金

(ア) 返還金滞納の督促及び催告の未実施（指摘事項）

生活保護費は原則として月単位で計算され、月のはじめに前渡しするが、労働により得た収入の増加や臨時的な収入があったときなど、保護費を過大に支払った場合に、徴収を行うものが、生活保護費返還金である。

平成 24 年度に実施された生活保護費返還金の不納欠損状況を確認した結果、生活保護費返還金について、督促等の納付指導を実施した形跡が認められずに発生日後 5 年の時効経過により全額不納欠損となっている事例があった。全ての返還金について、県の債権管理マニュアルに基づいた債権管理を行い、回収努力を行うべきであり、その経過については、適切に記録しておくべきである。

(イ) 就労支援の積極的な取組について（意見）

課税調査等により就労収入が認められた場合、就労能力があることが十分に考えられるが、その後の就労のない事例があった。就労可能な状況であると判断されるような場合は、より積極的に就労支援や指導等を実施されたい。

(ウ) 収入の申告・届出の指導指示の強化について（意見）

課税調査等により返還金が発生した場合、徴収額決定時には既に回収が困難になっている場合も多く、収入の申告・届出の指導指示が重要である。

また、ケースワーカーの活動実態がケース記録回覧を契機としなければ上席者に把握されていないという実態からも、受給者から定期的に収入申告書を徴取し、収入状況に変動がなくとも、その

旨の記録を逐次回覧するなどすることで双方の問題点を同時に解決することも可能と思われるので検討されたい。

自ら収入の申告や届出による場合と異なり、生活保護支給後に課税調査等により判明し、法第 78 条の適用になった場合には保護に要した費用の全てが徴収額となり、また、平成 26 年度からの法改正では、不正受給による生活保護法第 78 条の適用を受けた場合は、罰則の引き上げや返還金に上乗せして徴収できるようになるとともに、不正受給に係る返還金を保護費と相殺可能ともなり、被保護者の生活にとって重大な影響があるため、取扱いの相違点を被保護者に十分説明する必要がある。

第 5 総括

1 事務手続の透明性の確保について

補助金等及び委託料などの完了確認に当たっては、補助要綱や契約に定められている書類を提出させ確認を行っている。

しかし、必要に応じて行うこととされている事業実施団体の帳簿類や関係資料の確認まではされていない事案や、それらの資料等を確認しているとの説明を受けたものの、「誰が、何を、どのように確認したのか」について記載された書類がないために確認ができなかった事案が大半であった。

これについては、前記のとおり、実施事業の内容に応じたチェックリストを用いて確認するなどの事務手続の透明性の確保が望まれる。

2 補助金等及び委託料の終期設定について

県では平成 15 年度以前から交付されている補助金等や委託料については、いったん終期を設定し、その必要性を検討すべきである。

特に、少額の補助金等や随意契約による委託料については、定額で長期にわたって支出されているものが多く、支出する意義も薄らいでいる可能性がある。

県は、平成 25 年度において有識者による事業点検が実施されている点も踏まえ、全ての補助金等及び委託料に関して、公益性の観点から必要な支出かを改めて確認されたい。

3 福祉行政に係る計画の目標設定と PDCA について

平成 24 年度は第 3 次おかもやま夢づくりプランの計画実施期間の初年度であった。また、新しい行政評価システムによる施策・事務事業評価の結果が平成 25 年 8 月に公表され、県の新たな PDCA の取組が開始されたところである。

一方、県がこれまで制度に基づき実施してきた計画や県独自に取り組んできた計画などについては、夢づくりプラン実現のための個別計画として、今後も計画の進捗状況を確認していく必要がある。

この点、夢づくりプラン策定時の目標設定と過去設定した目標との整合性を確認しながら、適宜県民に対するわかりやすい説明に努める必要がある。

4 県の市町村に対する関与について

県から交付した補助金が市町村を通じ、事業者へ交付されるような場合において、各市町村では定められた規則等に基づき検査確認が実施されるため、県が関与することはない。市町村からは要綱上定められた様式による書面が提出され、県はそれを審査する。

県が行う検査確認は、例えば一定の金額を超える施設整備案件では現地調査等を行い確認するように、県から市町村を通じて事業者に対して交付する施設整備補助金の場合には、その検査確認は、対象施設の写真や工事業者からの工事完了通知などを市町村から提出させている案件もあったが、国からの通知などで県の関与が明確になっている場合を除き、県での審査は書面のみである。

しかし、検査手続の形骸化防止のために、県が実施するのと同等の事務が市町村において実施されているかについて、県は市町村から報告させるなどの手法について検討されたい。

以上

(参考) 指摘事項及び意見の件数一覧

項目		指摘事項	意見	計
保健福祉部に対する監査の指摘事項及び意見	補助金、負担金及び交付金に関する事項			
	(1) 補助金等のあり方や算定方法の見直しに関する事項	0	11	11
	(2) 補助金等に係る事務手続に関する指摘事項	2	0	2
	(3) 対象経費に対する検査確認の手法	0	1	1
	(4) 施設整備に係る補助金の検査のあり方	0	1	1
	(5) 設備購入に係る補助金の検査のあり方	0	1	1
	(6) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項	0	2	2
	委託料に関する事項			
	(1) 委託料に係る事務手続に関する指摘事項	1	0	1
	(2) 委託料に係る事務手続に関して今後検討すべき事項	0	1	1
	(3) その他事業実施上、考慮すべき点があるとした事項	0	7	7
	貸付金及び未収金に関する事項	0	4	4
	基金に関する事項			
	(1) 基金の有効活用に関する事項	0	1	1
	(2) 基金事業の効果に関する事項	0	1	1
保健福祉部が所管する公の施設の指定管理者に係る事項	0	0	0	
県民局健康福祉部に対する監査の指摘事項及び意見	扶助費-生活保護費に関する事項	2	9	11
	未収金に関する事項	1	2	3
計		6	41	47

(注1) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入している。このため、報告書の表中の合計が、端数処理の関係で合致しない場合がある。

(注2) 報告書に記載している法人名称は、特に断りのない限り、平成26年2月時点のものとしている。

(注3) 本報告書は極めて簡単な概要版です。内容理解については「包括外部監査報告書」の本文をご確認することをお願い致します。

(注4) 指摘事項及び意見には該当しないが、監査人が報告書に記載すべきと判断した事項については、報告書本文に「監査の結果」として記載しているが、当概要版では記載を省略している。